

<h2 style="margin: 0;">当初設計書</h2>	設		精	
	計		算	

<p>起工番号 : 緑管(委)第3号</p> <p>会計年度 : 令和 4 年度</p> <p>事業名 : 街路樹維持管理事業</p> <p>工事名 : 令和4年度 街路樹管理(3工区)業務委託</p> <p>設計部課名 : 都市建設部 公園土木管理事務所</p> <p>工事場所 : 久留米市 本町・高良内E7号線外</p>	<p>履行期間 : 契約締結日の翌日から令和4年6月30日まで (ただし、本予算議決後は令和5年3月25日までとする。)</p> <p>単価世代 : 令和4年03月8日 公共</p> <p>諸経費率 : 公共 令和03年10月01日</p>
---	--

設計の概要

	(当初設計)
	路線数28路線 広場3箇所
	業務内容
計	人力除草 19,270 m ²
	除草剤散布 760 m ²
	低木剪定 8,560 m ²
	高木剪定 569 本
	芝生刈り 1,850 m ²
要	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
公園街路管理業務02	1	式				
街路樹管理	1	式			A 1号	
芝生地管理工	1	式			B 1号	
施肥・花壇植替工	1	式			B 2号	
交通誘導警備員	1	式			B 3号	
直接委託費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純委託費	1	式				
現場管理費	1	式				
委託原価	1	式				

【 第 1 号 A代価表 】						
街路樹管理						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
高木剪定 (冬期剪定) 60上	450	本			単 1 号	
高木剪定 (冬期剪定) 60下	119	本			単 2 号	
低木・中木 (玉物) 樹高 2 m内外	33	本			単 3 号	
寄植刈込 低木	8,560	m2			単 4 号	
人力除草 植樹帯	19,270	m2			単 5 号	
除草剤 手動噴霧器 非選択茎葉処理 100倍液 0.1ℓ/m ²	760	m2			単 6 号	
草刈 肩掛式 集草、搬出あり	200	m2			単 7 号	
枝打植込地 (フェニック・ココス外) 幹高 4 m以上	131	本			単 8 号	
計						

○3工区[R4] 街路樹管理数量表

NO	街路名	愛称名	植樹帯除草手抜			高木樹除草剤散布			植樹帯剪定(低木)			高木冬剪定60下			高木冬剪定60上			ココス、バーム剪定			低中玉物剪定			芝生刈り			芝生除草			草刈(法面・芝含)			寄植施肥(普化)				
			面積	回	総面積	面積	回	総面積	面積	回	総面積	本数	回	総本数	本数	回	総本数	本数	回	総本数	株	本	回	総本数	面積	回	総面積	面積	回	総面積	面積	回	総面積	面積	回	総面積	
2	本町・高良内町E7号線	澁水～青峰				190	1	190				4	1	4	170	1	170																				
4	合川・津福本町E5号線	競輪場～苧原	9	2	18	111	1	111	12	1	12				205	1	205																				
5	区画道路G557号線	水道道	692	2	1,384				866	1	866	44	1	44	8	1	8																		866		
6	某部区画整理水路敷A566号線	トックリ団地入口																		16	1	16	290	2	580	290	1	290									
7	東衛原A9・本町E3号線	中央公園・市場通り	806	2	1,612	55	1	55	480	1	480	33	0	0	137	0	0																		806		
21	御井山川G598号線	合川高丘線下	1,303	2	2,606				1,600	1	1,600												125	2	250	125	1	125								1,629	
27	東合川G557号線	南原公園東	288	2	576				360	1	360																								360		
41	草野F470号線	草野駅前道路				3						3																									
46	宮/陣新産業団地内H477号線	宮/陣新産業団地内				37	1	37																													
47	合川A777A-2A469-1他1路線	県立技術専門学校西	292	2	584				365	1	365	7	1	7	24	1	24																				
62	JR久留米大学駅前広場	JR久留米大学駅前	49	2	98				62	1	62	2								5	1	5	340			340			100	2	200				62		
64	宮/陣H52-1号線	久留米ビジネスパーク	648	2	1,296	32	2	64	500	1	500	74																							811		
65	宮/陣H575号線	"										22											1,167			1,167											
66	宮/陣H576号線	"	1,254	2	2,508	12	2	24	1,254	1	1,254	6			89																				900		
67	宮/陣H577号線	"	137	2	274				137	1	137	2	1	2	39	1	39																		172		
68	宮/陣H578号線	"	200	2	400				251	1	251	60																							256		
69	宮/陣H579号線	"	864	2	1,728	10	2	20	1,080	1	1,080	40			63																				500		
70	宮/陣H580号線	"	74	2	148				93	1	93	29																							93		
71	宮/陣H581・H582号線	"	920	2	1,840	14	2	28	931	1	931	62	1	62	4	1	4					12	1	12											1,150		
72	宮/陣H585～H590号線	"	24	2	48				31	1	31																								31		
73	宮/陣H570・H564号線	"				31	2	62				25																									
74	上津E482-1号線	浦山公園南進入路	41	2	82				52	1	52																								52		
76	下川原E376号線	舟底橋緑地	21	2	42				27	1	27																										
78	合川A655～A659号線	合川北地区区画整理地内	117	2	234	129	1	129	147	1	147								131	1	131																
79	合川A649・A650号線	合川南地区区画整理地内				40	1	40				35																									
81	東合川合川A12号線	合川町	64	2	128	2	1	2	80	1	80	21																							80		
86	市道E215号線	競輪場西入り口道																																			
89	高速インター前緑地帯	インター前緑地帯	70	2	140				176	1	176																								176	0	
113	御井国分E13号線	東合川野伏間線	1,700	2	3,400																	270	2	540	270	1	270								114	0	
114	上津E490号線	上津二軒茶屋							17	1	17																										
115	高良内E356-1号線	高良内ポケットパーク	64	2	128				47	1	47											240	2	480	240										28	1	28
計	31				19,274			762			8,568			119		450			131			33		1,850		685			200					28			

特記仕様書

第一節 一般事項

1. (適用)

この仕様書は市が管理する街路樹及び公園等の管理業務委託契約履行の全般に適用する。

2. (軽微な変更)

契約書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更、または、業務施行上当然必要なものについては監督職員の指示に従い受注者において、異議なく施行するものとする。

3. (疑義の委任)

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または、仕様書に定めのない管理業務の細目については、監督職員の指示に従うものとする。

4. (仕様の委任)

委託業務の施行にあたってはこの仕様書によるほか、必要に応じて別に定める仕様細部事項によるものとする。

第二節 作業工程表、及び報告書類の提出

1. (作業工程表)

受注者は契約締結後、直ちに監督職員と受託業務について協議し、年間管理業務工程表を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。

2. (受託業務日報)

受注者は契約締結後、業務着手届と共に業務主任技術者を書面にて監督職員に提出しなければならない。

業務主任技術者は常に現場の状況を把握し、かつ、監督職員と連絡を密にして、受託業務の進捗を図るとともに、災害防止、その他管理上必要な措置等については、監督職員の指示を受け、適切な業務の執行に当たるものとする。

また、管理業務を実施したときは遅滞なく受託業務日報を作成し、各月毎に提出するものとする。

3. (受託業務記録写真)

受注者は業務毎に着手前、作業中及び完了の全景写真を撮影し、写真帳を提出するものとする。業務の適正な施行を説明する記録写真として、施行延長等により適宜撮影し、また必要に応じて部分写真を撮影するものとする。

第三節 施 工

1. (着 手)

業務の着手は、原則として契約締結の日から起算して5日以内に行うものとする。

2. (標識の設置)

受注者は作業現場に「受託（業務）に関する業務名、業務場所、履行期間、受注者の住所、氏名等」を記載した標示板を設置し、必要に応じてバリケード、ロープ等を配置し危険防止のための十分な措置を講ずるものとする。

3. (技術基準)

受託作業の施行に際しては、別紙委託作業技術基準に基づき実施し、技術基準に定めのないものについては、監督職員の指示を受けるものとする。

4. (見本作業の提示)

受託作業の種類、規模の大きさ等により、必要な場合は、当該作業に先立ち見本となる作業を監督職員に提示し承認を得るものとする。

第四節 安全管理

1. (安全一般)

イ) 受注者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止につとめるものとする。

ロ) 薬物、電気、及び、その他危険物を使用する場合は、その保安及び取扱いには、関係法令に従い万全の処置を講じるものとする。

2. (交通及び保安上の措置)

受注者は作業中、交通の妨害、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう次の事項を守り、交通及び保安上十分な注意を行うものとする。

イ) 交通及び保安に関係ある業務については、関係官公署の手続き及び関係法令を遵守、十分な設備をするものとする。

ロ) 作業実施のため通行を禁止し、又は、制限する必要があるときは、監督職員の承認を得てから関係官公署の許可を受け、必要な箇所に指定の表示を行うものとする。

ハ) 現場には、危険防止柵などを設置し、夜間にあたっては保安灯を配置するものとする。

ニ) 作業区域内に歩行者の通行があるときには、仮設の設備を配置すると共に交通整理員を配置するものとする。

ホ) 現場状況に応じ、交通誘導員を配置するものとする。なお、配置対象路線及び配置対象作業については原則として監督員の指示に基づくものとするが、必

要に応じて協議を行う。

3. (事故処理及び報告義務)

受注者は業務の実施に関連して事故が発生したときは、その原因が受注者か否かを問わず、応急措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過、及び被害の内容等について、直ちに監督職員に報告しなければならない。

4. (施設、樹木等の損傷)

受注者は作業の実施に当たり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行すること。万一、損傷した場合は受注者の負担で原形に復旧すること。

また、損傷を発見した場合は速やかにその状況を監督職員に報告するものとする。

5. (現場の整理)

受注者は業務施行中に歩行者、公園利用者及び交通に支障がないように機械器具、土砂、切枝等をその都度整理し、現場より搬出すること。

6. (跡片付け等)

受注者は業務の完了と同時に速やかに仮設材、不要材料等を搬出して現場を清掃すること。

第五節 植替え等

1. (植栽業務における植替え)

施工した植樹樹木が、引渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死、または形状不良(枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上になった場合、をいい確実に同様な状態になると想定されるものを含む。)になった場合、受注者は施工した植栽樹木等と同様またはそれ以上の規格のものに植え替えること。樹木等の枯死または形状不良の判定については、発注者と受注者とが立会し決定することとする。

ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤等天災等に起因する場合は、この限りではない。

2. (植替えの対象となる樹木)

本委託業務のなかで、新植および補植した樹木(移植樹木は除く)とする。

第六節 追記事項

1. (暴力団排除に関する事項)

受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

イ) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行う

こと。

- ロ) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ハ) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

2. (暴力団排除に係る下請契約に関する事項)

受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- ロ) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

委 託 作 業 技 術 基 準

1. 高木剪定

1) 剪定の種類

イ) 夏期剪定

樹冠の製正、枝の込み過ぎによる故損枝の発生防止等を目的とするもので、切り詰め、枝抜きを行う。

ロ) 冬期剪定

樹形の骨格づくりを目的とするもので、樹種の特性に依り最も適切な剪定方法により行う。

ハ) 軽剪定

歩行者、車輛の通行等の障害となる下枝、垂れ下がり枝を剪定する。

2) 主として剪定すべき枝

イ) 枯れ枝

ロ) 生長のとまった弱小の枝

ハ) 著しく病虫害に犯されている枝

ニ) 通風、採光、歩行者、車輛等の通行の障害となる枝

ホ) 折損によって危険をきたす恐れのある枝

ヘ) 樹冠、樹形、生育上不必要な枝（徒長枝、からみ枝、ふところ枝、逆枝、立枝、ヤゴ等）

3) 剪定の方法

イ) 一般事項

(1) 樹木は、特に修景上規格形にする必要があるとして監督職員が指示する場合を除き、自然仕立てとする。

(2) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。

(3) 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。

(4) 太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所の数10cm上であらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで切り返しを行い切除する。また、切り口は監督職員の指示に従い必要に応じて防腐処理を行う。

ロ) 切り詰め剪定

樹冠を一定の大きさに保つ場合に行う。新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置で剪定する。この場合、定芽は原則として外芽とする。

ハ) 枝抜き剪定

こみ過ぎた部分の新生枝、徒長枝、或るいは、形姿構成上不必要な枝をその付け根から切り取る。

ニ) 切り返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切り取り、及び、樹冠を小さくする場合等に枝の先端を切り詰めることはしないで、長い枝の途中から分かれている短い方を残して長い方をその付け根から切り取る。

原則として寒肥は壺肥とし、追肥は輪肥とする。

- イ) 壺肥 壺肥（遅効性肥料）を施す場合に、枝張り外周直下に4ヵ所程度の立穴を掘り、所定の肥料を入れて覆土する。立穴の深さは20cm内外とする。
 - ロ) 輪肥 追肥（速効性肥料）を施す場合に、枝張り外周直下に輪状で深さ20cm程度の溝を掘り、所定の肥料をいれ覆土する。
- 2) 中・低木施肥
壺肥、輪肥を主体とし、その方法は、1) 高木施肥に準ずる。
 - 3) 寄植施肥
有機質肥料については1㎡当り3ヵ所程度の穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。
化成肥料については植え込みに均一に散布する。

7. 殺虫剤、消毒剤散布

- 1) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
- 2) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。
- 3) 散布時刻は盛夏の日中を避ける。
- 4) 散布に際しては、風向きを常に考慮し、通行人をはじめ周囲の対象物以外のものに薬剤液が飛散しないよう、薬剤散布時は十分注意して行う。
- 5) 使用薬剤は、設計書に示すものの他、病害虫の種類に応じ係員の指示に従い、適宜使い分けるものとする。
- 6) 作業前から作業後1時間は、薬剤散布注意の看板を設置し、人やペットが不用意に薬剤に触れないように十分注意すること。
- 7) 通行者が少ない時間に実施すること。

8. 除草剤散布

- 1) 除草剤の使用及び散布量等については、6. 殺虫剤、消毒剤散布に準ずる。
- 2) 散布は作業実施後、数日間降雨の恐れのない日を選び実施する。
- 3) 作業前から作業後1時間は、除草剤散布注意の看板を設置し、人やペットが不用意に薬剤に触れないように十分注意すること。
- 4) 通行者が少ない時間に実施すること。

9. 園内清掃

- 1) 清掃はゴミ、がれき、空き缶等を取り除く他、樹木支柱が老朽化して見苦しいものは取り払う。
- 2) 低木内のゴミ等は、低木類を傷めないよう注意して取り除く。
- 3) 清掃後のゴミ等は、すみやかに搬出処理をする。

10. 花壇植替

- 1) 花苗の種類や色、花壇のデザイン等について事前に監督職員と協議を行い植付すること。
- 2) 施肥は必要に応じて施すものとする。
- 3) 灌水は植替え時に十分に根元に施し、後は必要に応じて実施すること。

11. 噴水、池等清掃

- 1) 清掃により発生した土砂、ゴミ等は、すみやかに場外搬出し処理を行うものとする。
- 2) 清掃作業はブラシ及び高圧洗浄等の器材でよごれ、藻等を落とすこと。
- 3) 水の入れ替えは、受託者の責任において行うものとする。

12. 灌水

- 1) 灌水については、 $20\text{mm}^2/\text{m}^2$ 以上の灌水をおこなうものとする。
- 2) 8月を中心に実施する。ただし、その他の月は降雨状況に応じて監督職員と協議し、実施すること。

13. 支柱の補修

- 1) まだ根が十分に張っておらず、強風などで倒木の可能性がある樹木で、支柱が損傷をうけている樹木については、支柱の結束の結び直しをおこない、必要に応じて新しい材料を使用して補修すること。養生のための幹巻きは必要がなければ撤去すること。
- 2) 支柱が不要だと考えられる樹木については、根元より完全に引き抜き、杉皮、しゅろ縄、鉄線、洋釘及び幹巻材をきれいに取り除くこと。

14. その他

本作業技術基準の定めのないものは、監督職員の指示によるものとする。

街路樹管理業務委託(3工区)路線一覧

NO	街路名
2	本町・高良内町E7号線
4	合川・津福本町E5号線
5	区画道路G557号線
6	東部区画整理水路敷A566号線
21	御井山川G598号線
27	東合川G557号線
41	草野F470号線
46	宮ノ陣新産業団体地内H477号線
62	JR久留米大学駅前広場
64	宮ノ陣H52-1号線
65	宮ノ陣H575号線
66	宮ノ陣H576号線
67	宮ノ陣H577号線
68	宮ノ陣H578号線
69	宮ノ陣H579号線
70	宮ノ陣H580号線
71	宮ノ陣H581・H582号線
72	宮ノ陣H585～H590号線
73	宮ノ陣H570・H564号線
74	上津E482-1号線
76	下川原E376号線
78	合川A655～A659号線
79	合川A649・A650号線
81	東合川合川A12号線
86	市道E215号線
89	高速インター前緑地帯
113	御井国分E13号線
114	上津E490号線
115	鑓水ポケットパーク



位置図

2工区

3工区

1工区

